

基本測量に関する長期計画

平成26年4月9日
国土交通省国土地理院

○国土交通省告示第495号

測量法（昭和24年法律第188号）第12条の規定に基づき、基本測量に関する長期計画を定めたので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷1番）に備え置いて閲覧に供する。

平成26年4月9日

国土交通大臣 太田 昭宏

目 次

1. はじめに	…1
2. 改定の背景	…2
3. 基本方針・計画期間	…12
4. 地理空間情報分野の政策課題と国土地理院の役割…	14
5. 地理空間情報の整備・提供に関する取組	…18
6. 地理空間情報の活用推進に関する取組	…26
7. 連携・協力と技術研究開発に関する取組	…31
8. 計画の実施とフォローアップ	…35

1. はじめに

基本測量に関する長期計画（以下単に「長期計画」という。）は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 12 条に基づき国土交通大臣が定めるものであり、すべての測量の基礎となる測量として国土地理院が行うこととされている測量に関する計画である。

この長期計画は、基本測量の目標とそれを達成するための施策をあらかじめ明らかにすることにより、測量成果の利活用に必要となる測量の正確さを確保するとともに、基本測量成果を利用することにより異なる主体等による測量への重複投資が避けられるという測量法の理念を達成するために策定するものである。

また、現在及び将来にわたって国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であるという地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）の理念を踏まえ、前述の正確さの確保等により、重ね合わせができる良質な地理空間情報を整備することで、地理空間情報高度活用社会を実現することが必要である。

今回の長期計画の改定は、これらに加え、地理空間情報の活用について従来の紙媒体での刊行物の利用や測量標の使用などから、インターネット上の地図、電子基準点データなどのデジタルデータの利用に急速に軸足を移していること、近年行政機関においては限られた人員・予算の中で効率性がますます重視されるようになってきていることなどから、既存の地理空間情報の利活用の促進を図ることが不可欠であるため、国土地理院が主体となって行うべき施策を明らかにすることを目的とするものである。

2. 改定の背景

長期計画は、昭和 28 年に初めて策定されて以来約 10 年ごとに改定されている。

前回の改定による長期計画は、平成 21 年 6 月に平成 30 年度までの計画として策定され、地理空間情報の活用がもたらす新しい社会の展望として、

- i 安全で安心できる社会
- ii 豊かで暮らしやすい社会
- iii 国土環境が良好に保たれる社会
- iv 地域がいきいきと自立している社会
- v 新たなビジネスが創生される活力あふれる社会

の 5 つを示し、その実現のための基本的な方向性と、その方向性に基づいて実施すべき施策を明示した。

前回の長期計画の改定後、明示された施策を着実に実施してきたが、その後、平成 23 年の東日本大震災の発生を含め「国民の意識の変化」「社会情勢やニーズ変化とそれらを受けた政府の新たな動き」「民間サービスの新たな進展」などについて以下のような大きな変化があった。

ア) 「国民の意識の変化」については、平成 23 年の東日本大震災の発生や、南海トラフの巨大地震が複数領域で連動して発生することによる甚大な被害が懸念されていること等により、地震・津波等が引き起こす自然災害に対する防災意識が地方公共団体や国民の間で急速に高まってきた。

イ)「社会情勢やニーズ変化とそれらを受けた政府の新たな動き」については、「社会情勢やニーズ変化」としてまず以下のものが挙げられる。

- ・ 少子化・高齢化や情報通信技術（ICT）の進展などの社会的変化が起きている。
- ・ 測量分野や情報分野等において近年さらに技術が進展しており、そのことが我が国の企業活動の海外展開の機会増大につながり、世界的な持続可能な発展に寄与することが期待されている。
- ・ 測量成果の利用が活性化するには、成果が安心して活用されることが不可欠であるが、求められる条件として、位置の正確さに加え情報の新鮮さについてのニーズが近年急速に高まっている。
- ・ 地理空間情報の活用については、従来の紙媒体での刊行物の利用や測量標の使用などから、インターネット上の地図、電子基準点データなどのデジタルデータの利用に急速に軸足を移してきている。衛星測位機能を搭載した高機能通信端末（スマートフォン等）の普及も進んでいることから、インターネットを通じた既存成果の活用促進なども、地理空間情報の活用を進める上で有効な手段となってきた。
- ・ 三次元地図など地理空間情報の多様化が進んでいる。
- ・ 行政サービスの透明化やその効率化・高度化と質の向上を図ることが近年特に求められている。
- ・ 福島第一原子力発電所で発生した事故に関連して、エネルギー政策に関わる社会の関心が増大しており、政策を効果的に進める上での基礎的情報として地理空間情報の重要性が増している。

次に、「それらの変化を受けた政府の新たな動き」として、以下のものが挙げられる。

- ・ 東日本大震災の発生などによる近年の地理空間情報を巡る社会状況の大きな変化を受け、平成 24 年 3 月に新たな地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）が策定され、以下のニーズ等に対応している。
 - a) 情報通信技術の急速な進展に伴う新たなサービスの出現及びその多様化
 - b) 我が国が抱える様々な社会的問題に対する解決のツールとしての GIS（地理情報システム）
 - c) 衛星測位の利用に係る期待の高まり
 - d) 防災分野への地理空間情報の一層の貢献等の要求
- ・ 準天頂衛星初号機「みちびき」（平成 22 年 9 月 11 日打上げ）の運用が開始され、宇宙基本計画（平成 25 年 1 月 25 日宇宙開発戦略本部決定）に新たな宇宙開発利用の推進方針等が決定された。これにより、我が国が衛星測位システムを保有することで自律性を高めるとともに、衛星測位をより安定的に利用できる見通しが立つなど、衛星測位の利用環境が向上してきている。
- ・ 世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標とした「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、新産業・新サービスが創生される社会の実現を目的として公共データの民間開放（オープンデータ）を進めることとしている。政府におけるオープンデータへの取組においては、二次利用可能な形で行政情報を公開し、その情報の活用を図る取組が推進されているほか、同宣

言において地域活性化や防災・減災体制の構築、安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会などの分野に地理空間情報等の活用が打ち出されている。一方、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組んでいく必要があることから、国家安全保障戦略が閣議決定（平成 25 年 12 月 17 日）されたところであり、国の安全の観点に配慮しつつ節度あるデータ利用を図っていくことが求められている。

- ・平成 24 年 6 月に改正された災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の中で、災害への応急対策における災害応急対策責任者の努力義務として、地理空間情報の活用、情報の共有等が新たに追加されている。また、その後も「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」及び「首都直下地震対策特別措置法」が平成 25 年 11 月 29 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成 25 年 12 月 11 日にそれぞれ公布される等、防災に関する取組がさらに強化されてきている。

ウ)「民間サービスの新たな進展」については、MMS（モバイルマッピングシステム）など民間分野における新たな測量技術の実用化が進展している。また、衛星測位の利用環境の向上により、携帯端末などによる位置情報取得が普及し、民間分野においても位置情報サービス等における利用範囲が拡大している。

上記ア) からウ) に掲げた変化に対して、以下のような新たに対応しなければ

ばならない課題が生じた。

ア)「国民の意識の変化」については、国民の防災意識の高まりを受け、災害状況把握などの行政施策における地理空間情報の適切な活用が求められている。例えば東日本大震災の際に、国土地理院の空中写真や地図等は、HPで広く公開し、国や地方公共団体など行政機関における災害対応から、民間事業者、NPO等の現地活動などに利用されてきたが、その他の被災情報も含め、共有化の取組を推進すれば、さらに対応の円滑化に寄与することが期待される。

イ)「社会情勢及びニーズ変化とそれらを受けた政府の新たな動き」については、以下のことが求められている。

- ・ ICT の進展を踏まえつつ、新鮮かつ正確な地理空間情報を整備・提供し、その活用を促進することで、少子化・高齢化等に対応した利便性の向上などを実現し、行政の効率化・高度化と住民サービスの質の向上
- ・ 前述の防災分野やエネルギー政策など様々な分野への地理空間情報の活用
- ・ 地理空間情報の活用や測量事業の効率化に貢献するための衛星測位の活用促進や公共データの活用を促進する取組の推進

ウ)「民間サービスの新たな進展」については、公共測量の作業規程の準則を用いた新技術導入への対応等、測量技術の実用化の進展を踏まえた取組を既に行うなど、主に測量業者等への対応を適切に行ってきたところである。

しかし、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の発展や、携帯端末による位置情報取得が誰でも可能になったことで、地理空間

情報を含んだ情報発信を行う機会が加速的に増加するなど、民間サービスが急速に進展する事態となっている。

この結果、国民が誰もが地理空間情報を無意識のうちに利用する状況が拡大しており、以前は想定していなかったこれらの変化に対応する必要性が生じている。

このようなことから、前長期計画において提示した地理空間情報の活用により実現すべき新しい社会の展望について、基本的な社会像を変更する必要はないと考えられるものの、情報の正確さに加え新鮮さ重視へのニーズ拡大、安全・安心への関心の高まり、行政効率化への一層の期待、新技術の進展等から以下のような形に発展・変化してきていると考えられる。

- i : 「安全で安心できる社会」については、「国民の意識の変化」「社会情勢やニーズ変化とそれらを受けた政府の新たな動き」の観点から、引き続き実現すべき新しい社会であると考えられる。
- ii : 「豊かで暮らしやすい社会」については、引き続き実現すべき新しい社会であると考えられるが、特に「民間サービスの新たな進展」の観点から、新技術などの活用が利便性の向上につながるものが重要になってきていると考えられる。
- iii : 「国土環境が良好に保たれる社会」については、「国民の意識の変化」「社会情勢やニーズ変化とそれらを受けた政府の新たな動き」の観点から、引き続き実現すべき新しい社会であると考えられる。
- iv : 「地域がいきいきと自立している社会」については、他に提示している社会の実現に当たって、それぞれ地域活性化の観点を踏まえつつ行うことが重

要となってきたおり、それぞれの実現すべき社会に包含させることが妥当であると考えます。

v：「新たなビジネスが創生される活力あふれる社会」については、「社会情勢やニーズ変化とそれらを受けた政府の新たな動き」「民間サービスの新たな進展」の観点から、引き続き実現すべき新しい社会であると考えます。

また、政府のオープンデータへの取組など、公共データの活用を促進する取組が推進されており、官民における地理空間情報の活用によって、行政の効率化・高度化を実現することのニーズが非常に高まっていることを受け、国の安全に配慮しつつ節度ある利用を普及する形での「公共データの活用を促進する取組の推進等により行政の透明化が図られた社会」も実現すべき社会の展望として新たに重要になってきている。

以上を踏まえ、地理空間情報の整備・活用の観点から「国土環境が良好に保たれる社会」、また活用対象として特に重要な防災等の観点から「安全で安心できる社会」、近年関心が高まっている行政の透明化や効率化・高度化等へのニーズの観点から「公共データの活用を促進する取組の推進等により行政の透明化が図られた社会」、さらに地理空間情報の流通・活用を積極的に推進し、国民の利便性、新産業の創生等を図る観点から、「新たな技術などの活用により豊かで暮らしやすく便利な社会」「新たなビジネスが創生される活力あふれる社会」の併せて5つを本長期計画における実現すべき新しい社会の展望とした。

本長期計画における5つの実現すべき新しい社会の展望の概要と、それらを実現する上で寄与が求められる地理空間情報分野の政策課題は以下のとおりである。

① 国土環境が良好に保たれる社会

(政策課題) 国土の利用、整備及び保全の推進への寄与

行政機関が施策や事業を実施する際に必要な地理空間情報について、自らデータを容易に整備・活用したり、他の行政機関や民間事業者等が整備した最新のデータを使いやすい形で活用したりすることにより、国土の利用等が効率的かつ適切に行われる。

② 安全で安心できる社会

(政策課題) 国民の生命及び財産の保護への寄与

災害発生前に地盤の脆弱性などの国土の危険性に関する情報が適切に関係機関や国民に提供されるとともに、その情報が行政機関の作成するハザードマップ等に反映され防災施策の正確性が向上するなど、各地域が現在抱えている災害へのリスクを正確に捉え災害時への万全な備えが実現する。また、災害発生後には被災の状況などに関する情報が、空中写真などの様々な情報源によって素早く正確に把握され、その情報を共有することで行政機関の対応が迅速化し減災が図られるなど、災害発生時に最善の対応が行われることにより、被害が最大限軽減される。

③ 公共データの活用を促進する取組の推進等により行政の透明化が図られた社会

(政策課題) 行政の運営の効率化及びその機能の高度化への寄与

既存の地理空間情報を効率的に活用することにより、データ整備の低コスト化を実現するとともに、国の安全に配慮しつつ節度ある利用を普及する形でのオープンデータへの取組などの公共データの活用を促進する取組

の推進等により、官民における地理空間情報の活用が拡がり、まちづくりや都市経営、インフラ管理など様々な分野で施策の高度化がより低コストで実現できるとともに、行政への市民参加が促進される。

④ 新たな技術などの活用により豊かで暮らしやすく便利な社会

(政策課題) 国民の利便性の向上への寄与

新たな技術の活用は、多方面への波及効果が想定されているが、例えば安全・安心であれば、子どもの通学路の安全確保、高齢者・障害者支援であれば、車や車椅子の自動運転や移動アシストなどが実現でき、地域社会の存続のために貢献するなど、社会がより豊かで暮らしやすいものとなる。

⑤ 新たなビジネスが創生される活力あふれる社会

(政策課題) 経済社会の活力の向上及び持続可能な発展への寄与

測量のみならず、位置情報や地図情報を活用し得る様々な分野において、オープンデータの取組等も踏まえて新産業、新サービスの創生が全国や地方など様々なレベルで図られるとともに、新たなビジネスに必要な技術・スキルを得て我が国の企業活動の海外進出が進展する。

このように、前長期計画において想定された新しい社会と実際の社会状況の違いが明らかとなり、前長期計画では対応できない施策があることが顕在化している。さらに、平成25年度に実施した政策レビューにおいて、前長期計画策定からの国土地理院の取組を評価し、引き続き国として必要な地理空間情報の整備・提供することは重要であることを確認した。加えて、東日本大震災への対応状況や近年の国民の防災意識の変化を踏まえ、新たな施策の方向性として、

地理空間情報が利活用しやすい環境整備や防災分野などにおける関係機関に対する支援などに、より積極的に取り組むこととしたところである。

これらを踏まえ、新たな社会像の実現に向けて対応すべき諸課題に具体的に取り組むため、新しい長期計画を策定するものである。

3. 基本方針・計画期間

(1) 基本方針

前長期計画の策定後の社会情勢の変化等に対応するため、測定の正確性の確保及び測量への重複投資の回避等により今後取り組むべき地理空間情報分野の政策課題等に対して取り組むことを基本方針とする。特に地理空間情報の活用に重点を置く必要性が高いことから、

「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」

「新産業の創生や国民生活の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」

の2点について本長期計画の重点戦略と位置づけ、国・地方公共団体・民間・学界等との連携を強化しつつ施策を実施する。特に、前者については、安全・安心に対する国民の関心が非常に高まっていることから、行政機関を中心に防災分野を足掛かりに実施する。

この際、官民の多方面の分野に対して、地理空間情報の整備・提供、活用及びその推進のための連携、研究開発に関わる施策を行う。また、社会の変化や多様化するニーズへの柔軟な対応を念頭に置きつつ、国として主体的に取り組むべき地理空間情報の整備・提供を行うとともに、国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者等において技術が進展していることなどを踏まえ、それらを活用し産学官連携の下、地理空間情報の整備・活用を先導する。

なお、本長期計画の推進に当たっては、地理空間情報活用推進基本計画、社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）、宇宙基本計画、海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）、新たな地震調査研究の推進について

(平成 21 年 4 月 21 日地震調査研究推進本部決定 (平成 24 年 9 月 6 日改定))
等の関連する施策との整合性の確保に十分配慮するものとする。

(2) 計画期間

基本測定の測量成果に基づき、公共測定等の各種測定が正確かつ効率的に実施されるためには、基本測定に関する計画が一定期間継続して施行される必要がある。また、施策の効果を評価する上でも、社会に浸透するまでに一定期間を必要とする。このため、今回の長期計画の計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とする。

4. 地理空間情報分野の政策課題と国土地理院の役割

前述の2つの重点戦略に取り組むに当たり、「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」については、自らが必要な地理空間情報を整備し適切な活用を推進する観点（地理空間情報の整備・提供）から、「新産業の創生や国民生活の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」については、現存する地理空間情報を適切に流通させ、新産業の創生等への活用を促進する観点（地理空間情報の流通・活用推進）から、それぞれ想定される問題とそれを踏まえた国土地理院の役割があると考えられる。また、施策の実現に当たっては前述のとおり関係機関等と連携しつつ行うことが必要である。これらを踏まえ、以下のとおり整理を行った。

（1）政策課題の実施に向けた問題

前述の2つの重点戦略に取り組むに当たり、以下の政策課題の実施に向けた問題が存在すると想定される。

①「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」

- ア) 新産業の創生や国民生活の利便性向上等のため、官民の様々な分野において地理空間情報の活用が期待される所であり、国民全体の意識、知識の向上を図るなど活用力の向上支援等の取組が必要である。
- イ) また、新しい社会の実現には新鮮で正確な地理空間情報の手軽かつ高度な活用が不可欠であり、そのためにはまず基盤となる地理空間情報が安定的かつ効率的に整備・更新される必要があるが、行政機関ごとに取り組の程度の差異が大きい。
- ウ) 特に、行政機関においては効率化やサービス向上の観点から、地理空

間情報の活用が期待されているところであるが、先進的な取組を行っている一部を除いて、全国的には情報の整備と同様に取組の程度に差異があり、大規模災害への対応や環境保全等における広域的な地理空間情報の活用の余地が大きい。

エ) 具体的には、地方公共団体等において、地理空間情報の利点を活かした防災システムや都市経営への活用等のノウハウの開発や蓄積が未成熟であることから、先進的な取組にチャレンジしている地方公共団体等の経験などを共有することにより全国への展開を進めることが必要である。

②「新産業の創生や国民生活の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」

ア) 行政機関は詳細で新鮮な多種多様の地理空間情報を整備・保有しているが、所在の分かりにくさ、公開の制限、形式の不統一などが民間における新ビジネス・サービスの創生を困難にしている。このため、これらの情報を誰もが容易に、入手・活用できる環境を整えることが必要である。

イ) 政府が推進するオープンデータへの取組を踏まえ、行政機関が保有する地理空間情報を全国レベルで容易に活用できるようにするための仕組みの構築について、国の安全に配慮しつつ節度ある利用を普及する形で進めることが必要である。

ウ) 準天頂衛星システム等を活用した高精度な測位や三次元地図等を活用したサービス等、今後発展が期待されている分野について、その具現化の推進に重点的に取り組むことが必要である。

(2) 国土地理院の役割

将来実現すべき社会像及び実現に向けた課題を受けるとともに、国土地理院が国の機関として基盤となる地理空間情報の維持管理を行う責務を負っていることを踏まえつつ、国土地理院に求められる役割を以下のように整理した。

①「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」

- ア) 電子基準点測量など国土地理院が主体的に取り組むべき施策についてその成果等の整備・提供を適切に実施するとともに、基盤地図情報を中心とした地理空間情報の整備・活用に関して、関係機関等と連携しつつ推進する。
- イ) 地理空間情報の活用について国民全体の意識、知識の向上を図ることが求められるが、地方公共団体をはじめとした行政機関における地理空間情報の整備力・活用力の向上を全国レベルで展開し、整備力・活用力の差異の解消に努めることが国の機関として特に求められることから、行政機関における地理空間情報の活用促進に注力する。
- ウ) 行政機関の所在する地域ごとに防災・環境など関心事項が異なるとともに、地理空間情報の整備・更新の状況や情報を扱う職員の理解度も様々であることから、連携・支援を行うに当たってはそのような地域の特性等に配慮しつつ、課題を明確に把握した上で対応する。
- エ) 安全・安心に対する国民の関心が非常に高まっていることを踏まえ、防災分野を足掛かりとして行政機関における地理空間情報の活用推進を図るとともに、地域の復興力強化等に貢献することが特に求められる。

②「新産業の創生や国民生活の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」

ア) 国土地理院が整備した地理空間情報について、これまで以上に積極的に公開を行う。

イ) 国土地理院自らが地理空間情報の流通促進につながる情報公開手法のモデルを提示し、行政機関等が保有する地理空間情報の公開手法のマニュアル化、データの標準化等を推進することで、正確かつ新鮮な地理空間情報の全国レベルでの円滑な流通を促進する。

ウ) 国土地理院が保有する更新情報等の新鮮な地理空間情報を民間事業者等に提供する。

5. 地理空間情報の整備・提供に関する取組

本長期計画の重点戦略とした「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」を図るためには、社会の基盤となる地理空間情報について、適切に整備・提供を行うとともにその活用を図ることにより、行政の運営の効率化やその機能の高度化に寄与する取組が必要である。また、行政機関における地理空間情報の整備力等の向上により、新産業の創生等のための地理空間情報の流通・活用の促進につなげることが必要である。

具体的には、電子基準点測量など国土地理院が主体的に取り組むべき施策についてその成果等の整備・提供を適切に実施するとともに、基盤地図情報を中心とした地理空間情報の整備・活用に関して、関係機関等と連携しつつ推進することが必要である。また、特に防災分野において国民の関心が高まっていることを踏まえ、災害発生前から関連機関との連携を強化しつつ、地理空間情報の活用方法のノウハウの提供などを行政機関に行うことにより、防災分野を足掛かりとして地理空間情報の整備力・活用力の向上を図っていくことが必要である。

この際、地理空間情報のニーズが利用者によって様々であることを踏まえつつ、整備・提供を実施していく必要がある。

これらの点を踏まえ、以下の地理空間情報の整備・提供に関する取組を行う。

(1) 継続的に国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組

行政機関等における地理空間情報の整備力・活用力の向上のためには、地殻変動等の自然現象や開発行為等の人間活動などによって絶えず変化し続ける我が国土において、位置が正確で新鮮な基本的な地理空間情報を、長期的視点に立ちつつ、国が責任を持って整備し、それらが信頼して活用される地理空間

情報として広く流通することが不可欠である。このため、基準点、空中写真、標高データ、電子国土基本図などの基本測量成果等について、情報の新鮮さを保つための継続的更新を行いつつ、インターネットなどにより利用しやすい形で提供を継続し、行政機関における活用実態等に即した地理空間情報の活用方法を提案し、活用を推進する。具体的には、以下の施策を行う。

① 基準点については、以下の施策を行う。

- ・ VLBI（超長基線電波干渉法）など原点数値を維持するための事業や、電子基準点測量など基準点の測量成果について効率的に最新の状態を維持する取組を継続的に行い、測量に必要な観測データ、補正情報等とともに測量成果を提供し、公共測量成果等の情報の新鮮さを保つことを後押しする。特に、複数の衛星測位システム（GNSS）の運用や衛星測位の活用による測量の効率化の進展など、ハード・ソフト両面の整備と利用環境の向上に鑑み、今後の基準点成果の提供は電子基準点から構成される GEONET（GNSS 連続観測システム）から得られる地殻変動の情報と基準点の利用動向の情報を活用して効率的に行うとともに、民間事業者と連携し GEONET のサービスレベルの一層の向上を推進する。
- ・ 従来から整備・活用されてきた三角点については、一定周期で繰り返し観測する定期改測を見直し、GEONET による監視で捕捉した変動の大きい地域や地震後の地殻変動地域などに限って、成果不整合を解消するために改測・改算を実施することとし、併せて測量成果や補正パラメータの提供を行うとともに、測量成果の品質に関する付加的な情報として、公共測量での使用実績や標石の現況情報も併せて提供する。
- ・ 水準点については、定期的な改測を継続するのではなく、GEONET により

一定の変動が確認された路線のみを標高体系を維持するための必要最小限の水準路線として改測し、測量成果を提供する。ただし、地殻変動・地盤沈下監視路線については、地殻変動等の検出の必要性が高いことから、定期的な観測を継続し、データを関係機関に提供する。

- ・ 験潮については、高さの原点数値を維持するための事業を継続するとともに、全国各地の平均海面の決定や津波・高潮への警戒等に必要な潮位情報を提供し、国土の管理及び国民の安全・安心に資する。
- ・ 領海や排他的経済水域の確定等に重要な役割を担う離島については、必要な三角点を設置し、継続的に維持管理することにより、高精度な位置情報を整備し我が国の領土の的確な把握に資する。

② 空中写真については、関係行政機関等と連携しつつ、継続的に撮影・提供を行うことで、行政機関における地理空間情報の整備・更新はもちろんのこと、我が国の効果的な国土管理や災害時における被災状況の迅速な把握に資する。また、地図と重ね合わせが容易な正射画像（正射投影したデジタル画像）については、地図の更新の効率化のため、その活用を引き続き推進する。さらに、地方公共団体等と連携して、平常時の地図作成に加えて災害時等における被災状況把握のための迅速な正射画像作成にも資するため、デジタル画像とその正確な位置を対応付けた画像基準点の整備とその活用方法の普及に取り組む。

③ 標高データについては、航空レーザ測量データ等について、既存データや新規整備データの統合・管理・提供を行い、行政機関による津波・洪水対策等への活用を通じて、国民の安全・安心に資する。

- ④ 電子国土基本図については、地方公共団体等との連携の下、位置の基準である基盤地図情報と一体の形での継続的更新を行うとともに、社会のニーズに応じた様々な縮尺レベルで、インターネットあるいは電子地形図、数値地図、印刷図等で提供することにより、地理院地図における地図として、また行政機関における管内図・背景図などとしての活用に資する。
- ⑤ 今後、三次元の地理空間情報の整備・活用の進展が想定されることを踏まえ、関係機関等と連携しつつ、基盤地図情報の階層化や三次元化について推進するとともに、地下埋設物の管理に資する等、地下空間を含めた三次元の地理空間情報を適切に取り扱うための仕組みづくりを推進する。また、時間軸を持った地理空間情報、高齢者にも使いやすい地理空間情報など、国民の利便性向上と新たな価値発見に役立つとみられる情報の整備・提供への取組を推進する。
- ⑥ 我が国の地名及び地名に関する情報について整備・更新及び標準化に取り組む。また、領海を根拠付ける離島について、その保全・管理の適切な実施及び国民の理解を増進するため、関係機関との連携の下、統一された地名の活用を図る。また、地名をデータベースとして集約・更新し、位置検索の鍵となる情報として活用しやすい形で整備・提供する。

(2) 行政機関における地理空間情報の整備・提供を適切に進めるための取組

行政機関等における地理空間情報の整備力・活用力を向上させるためには、地理空間情報の必要性に応じて新たな測量作業を進める前に、既存の基本測量

成果や公共測量成果の活用の可能性についてまず検討することが重要となる。このため、基本測量を適切に実施するとともに、基本測量成果、公共測量成果を適切に保管し、積極的な公開・提供を進め、不必要な重複投資を回避しつつ、既存の測量成果が最大限活用されるように、公共測量の調整など測量法に基づく施策をこれまで以上に積極的に展開していく。具体的には、インターネットなどの手段を活用しつつ、基本測量、公共測量の成果が利活用しやすい環境を整備する。また、基本測量成果の活用が一層促進されるよう、基本測量の実施に当たっては、関係行政機関等との連携をより深化させるとともに、社会一般のニーズを踏まえつつ行うものとする。

(3) 効率的に正確さを確保するための取組

行政機関等における地理空間情報の整備力向上のためには、公共測量等が、精度が確保された測量成果に基づき実施されることに加えて、測量技術の進歩や社会状況の変化を踏まえた、標準的な測量作業方法の継続的な改善が不可欠である。

このため、位置の基準となる基盤地図情報について、地方公共団体等との連携の下、引き続き電子国土基本図と一体となった整備・更新を行う。加えて、準天頂衛星初号機の運用開始等により衛星測位の利用環境が向上したことに伴い、衛星測位を活用した標高の測量や電子基準点から直接設置できる公共基準点の範囲を拡大することが可能になっている。このため、基準点測量や水準測量などにおける GNSS を活用した新たな測量方式の導入の取組を進めることにより、行政機関等の事業の効率化・低コスト化を実現する。

(4) 現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組

東日本大震災の経験を踏まえ、今後想定されている南海トラフ地震や首都直下地震等に対する準備を行うために、ハード・ソフト両面から被害を軽減するという考え方にに基づき、多くの地方公共団体で地域防災計画の見直しなどが行われ、様々な地理空間情報を活用したハザードマップ等の整備が進められている。ハザードマップ等の整備に当たっては、地域の災害特性を考慮しつつ、広域的に統一性・一貫性のあるものとなり、行政区画の違いが住民へ提供される防災情報の内容や質の違いにならないように配慮する必要がある。

このため、地震時の揺れやすさ、液状化のしやすさなど、地震・津波・火山噴火・豪雨等による災害の危険性に関する土地条件などの情報について、既存データや新規整備データの管理・提供を行うとともに、行政機関における活用実態等を踏まえつつ、当該情報とともにその活用方法についても分かりやすく提供し、行政機関の地理空間情報の活用力の向上を図る。また、ハザードマップの活用にあたっては、国が整備した被害想定について、地理的なシームレス化を進めるとともに、地方公共団体が整備したハザードマップについても、表記の統一化が図られた段階で、同様に地理的にシームレスに閲覧できるよう、関係行政機関と連携して取り組む。さらに、ハザードマップ同士やハザードマップと防災関連情報との重ね合わせを推進し利便性の向上を図る。加えて、測量により求められた平常時の地殻変動情報を防災関係機関に提供するとともに、その活用方策に関するノウハウの提供等を行うことで、防災・減災対策における地理空間情報の活用力の向上を図る。

(5) 災害時における国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組

国民の生命や財産に直接影響を及ぼす自然災害が頻発する我が国においては、行政機関を中心に、前述の事前準備を周到に行うことに加え、災害の発生直後から、地理空間情報を最大限活用しつつ、被災状況を迅速に把握し、適時適切な対応につなげるとともに、早期の復旧・復興を図っていくことが最優先課題の一つである。このため、以下の施策を行う。

- ① 特に津波を伴うおそれのある規模の地震が発生した際に、地殻変動の状況から地震の発生場所や規模等を求めて、津波の予測に必要な情報を遅滞なく関係機関に提供するとともに、将来的には衛星測位技術のさらなる活用により地震・火山活動の迅速な把握及びその情報提供を行う。
- ② 海溝型地震による被害が想定される地域等について、被災状況の把握や復旧・復興などに資するため、都市計画区域外における地理空間情報の整備について、都市計画区域と同等レベルのものとなるよう関係機関や関連する枠組等と連携しつつ推進する。
- ③ 災害発生直後から数日後にかけての応急的な対応を要する期間については、以下の施策を中心に取り組む。
 - ・災害発生直後から各情報源によってオンラインで提供される各種情報を集約し、リアルタイムに電子地図上に統合するシステムの構築を推進するとともに、被災地周辺の最新の地図を提供する。
 - ・地殻変動観測や緊急空中写真撮影、航空機からのレーダー観測等により

現況を把握し、災害現況図等の分かりやすい資料として、その成果を提供する。

- 地盤沈下等の変動が発生している地域においては、地盤のかさ上げなどの対策に活用できるように、関係行政機関に地殻変動観測結果を提供する。
- 情報の提供に当たっては、関係行政機関との連携を強化し、当該機関が必要とする情報を効果的に利用できるよう、事前の防災訓練等を通じて当該機関の地理空間情報の活用力の向上を図りつつ、関係行政機関のニーズ等を把握した上で、データ仕様、データ入手の面から使いやすい形で最新の地理空間情報を迅速に提供することより、災害対応の円滑な実施に資するとともに、インターネットを通じた国民への情報提供を行う。また、その際の対応において NPO 等との連携を推進する。

- ④ その後の復興を含む期間においては、地殻変動等の影響により災害前の測量成果等を使用すると支障が発生する可能性があることから、地震発生後の適切な原点数値の算出及び測量成果等の提供を迅速に行うことができるよう成果改定方法、設備等の改善に取り組む。

6. 地理空間情報の活用推進に関する取組

本長期計画の二つ目の重点戦略とした「新産業の創生や国民生活の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」を図るためには、行政機関等が保有する地理空間情報の流通とその手軽かつ高度な活用を図ることがまず必要である。

これを踏まえ、

- i : 行政機関等が保有する測量の成果等の地理空間情報を流通・活用しやすくするための環境整備
- ii : 行政機関等の地理空間情報を民間事業者などが円滑に利用できるようにするための環境整備
- iii : 上記 i 及び ii を支えるための人材の育成や知識の普及

について、以下に挙げる地理空間情報の活用推進に関する取組を行う。

ただし、ICT の進展に伴って、通信の秘密、個人情報、プライバシー、知的財産権等の取扱いに関して新たな課題が発生していることから、個人の権利利益や国の安全に配慮しつつ取組を行う。

(1) 行政機関等が保有する測量の成果等の地理空間情報を流通・活用しやすくするための環境整備についての取組

行政機関等が整備する地理空間情報を流通・活用しやすくする環境を整備するため、以下の施策を行う。

- ① 国土院が整備した基本測量成果等について、行政機関等のニーズを踏まえながら、その運営に必要な地理空間情報を利用しやすい形で整備し、地理空間情報の流通促進につながる情報公開手法のモデルを自ら提示しつ

つ提供を行う。

- ② 行政機関等における地理空間情報の活用実態やニーズ等を踏まえつつ、インターネット等を活用しながら、公共測量の成果等の最新の地理空間情報を容易に活用するためのサービスを提供するとともに、社会情勢やニーズの変化等に対応したデータの提供・活用方法等について継続的に改善する。
- ③ 行政機関等における地理空間情報の共有を図るとともに、行政の効率化を促進するため、地方公共団体等における地理空間情報のクラウド化、整備・更新に関わるプログラムの共同利用等を推進する。
- ④ 防災に関しては国土地理院が保有する過去の地理空間情報等の資源を活かし、活用方策を示しながら防災地理情報や知見の提供等を行うことや、地方公共団体等が整備・保有する防災や災害に係る地理空間情報について、流通促進につながる情報公開手法のモデルを提示することなどにより、地域防災力向上に寄与するための支援を行う。

(2) 行政機関等の地理空間情報を民間事業者などが円滑に利用できるようにするための環境整備についての取組

行政機関等の地理空間情報を民間事業者などが円滑に利用できるようにするには、行政機関、民間事業者、NPO等様々な主体が保有する技術や情報を手軽かつ安心して使える環境の整備が必要である。このため、以下の施策を行う。

- ① 行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進に当たっては、新産業の創生や国民生活の利便性向上等に役立つよう、利用者にとって利用価値が高く使いやすい形で基本測量成果等の地理空間情報を整備・提供する。また、統計情報など現状では明示的には位置などに結び付けられていない情報について関連機関等と連携し、位置情報などを組み合わせることにより付加価値を高める取組を推進する。
- ② 利用者のニーズを把握し、地理空間情報の整備・提供の取組に継続的に反映させるとともに、基本測量成果等の更新データについては差分情報を含め民間分野等への提供を積極的に実施し、情報の流通・活用の促進を図っていく。
- ③ 地理空間情報活用推進基本法など関係する法令等にしがたい、社会一般に広く提供すべき地理空間情報について地理院地図などの枠組みを通じて可能な限り無償又は廉価な価格で提供するとともに、政府のオープンデータへの取組を踏まえた、基本測量成果等の二次利用の容易化等の推進、標準的なデータ公開・提供方法の仕組みの検討などを通じた公共測量成果等の活用の促進を、国の安全に配慮しつつ節度ある利用を普及する形で行う。
- ④ インターネットを通じてコンピュータ上などで他の情報等と重ね合わせができる最新の地図情報を整備提供するとともに、地図を使った情報の共有化の仕組みや各種の地理空間情報について GIS 等で地図や空中写真と重ねて表示することで情報の見える化を図る仕組み、地理空間情報を容易に入手できるようにするための仕組み等を整備し、普及を促進するとともに、

様々な位置情報サービスでの利活用を推進する。

- ⑤ 位置情報に関する民間事業者の新サービス、新産業の創生に向けて、準天頂衛星等による衛星測位をはじめとした新技術の活用施策を推進する。具体的には、電子基準点成果等の利用環境の向上への取組を通じて、建設分野における情報化施工等を促進するとともに、自動走行や作業ロボットなどの技術等の高度化に資する。また、民間事業者や NPO 等によるソフトウェアやシステムの開発を奨励・促進する施策の展開により、技術開発等を後押しする。

(3) 人材育成・知識の普及

地理空間情報高度活用社会の実現を通じて国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のためには、地理空間情報の活用に関する国民全体の意識、知識の向上を図るとともに、測量及び GIS に関する技術の普及や地理空間情報の活用促進に資するための人材育成及び知識の普及が欠かせない。このため、以下の施策を行う。

- ① 測量士について地理空間情報分野の技術の発展に対応できるよう、測量士資格制度の改善等、測量士の技術力の確保・向上のための施策に取り組む。
- ② 地理空間情報が手軽かつ高度に活用されるよう、G 空間 EXPO への参加、セミナー・講演会の開催、出前講座等を行い、行政機関等における知識の普及のほか人材の育成等に取り組む。

- ③ 将来の地理空間情報分野を担う人材育成のため、教育分野の関係者との連携を深めつつ、「地図と測量の科学館」の公開や地図に関する関心を高めるための全国の関連機関との交流促進、インターネットを通じたオンライン教材等の提供、出前講座などを行うことにより、学校教育における地理空間情報の普及を図るための取組を強化する。

7. 連携・協力と技術研究開発に関する取組

本長期計画の重点戦略とした「地理空間情報の整備力・活用力の向上の全国レベルでの推進」及び「新産業の創生や国民生活の利便性向上等のための行政機関などが保有する地理空間情報の流通・活用の促進」を図るために必要な取組を先に挙げたが、これらの戦略の推進は国土地理院単独では不可能であり、国、地方公共団体、民間、学界等と積極的に連携することが不可欠である。また、技術の進歩は日進月歩であることから、自ら常に長期的視点に立って、測量地図業界が取り組むべき技術や研究テーマについて、先端的な技術研究開発を積極的に実施する必要がある。また、「新産業の創生等のための地理空間情報の流通・活用の促進」の対象は国内にとどまるものではないことから、国際的な連携を通じてグローバルな地理空間情報の整備・活用を促進することも重要である。このため、以下に挙げる連携・協力と技術研究開発に関する取組を行う。

(1) 産学官における連携・協力

地理空間情報分野の政策課題に対応するため、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官連携協議会の枠組み、及び各地域における産学官の意見交換や情報交換を行う場などの活用により、関係府省や地方公共団体、民間、学界等との連携を強化する。この際、連携先におけるニーズや利益を重視するとともに、利用者の意見等を適切に取り込みながら個別案件に取り組むことが、地理空間情報に関する施策を円滑に実施することにつながることを特に意識しつつ進めることが必要である。具体的には、以下の施策を行う。

- ① 基盤地図情報については、関係機関等との連携により必要な高度化を図りつつ、引き続き国や地方公共団体等が整備・更新する情報を効果的に活用して、電子国土基本図と一体となった形で整備・更新を行うとともに、関係機関等と連携する形でデータの循環・活用を図る。また、統計情報など現状では明示的には位置などに結び付けられていない地理空間情報の活用促進に向け関連機関等と連携を進める。さらに、海域の地理空間情報との情報の連続性を確保するため、関係機関等との連携を図る。
- ② 地域防災力向上の支援、標高データなど行政機関等が行政施策上必要とする情報の整備・提供、セミナー・講演会などを通じた人材育成・知識の普及の取組等を実施することや、行政機関等との連携をより深化しつつ基本測量、公共測量などの成果の相互利用を図ることで、地理空間情報の整備・提供・活用を促進する。
- ③ 民間事業者、NPO 等と連携し、これらの組織が所有する技術や作成した地理空間情報等についての活用の促進を図るとともに、産学官がそれぞれ整備・提供している地理空間情報を容易に検索・入手できるようにするための仕組みについて必要な支援等を行うことで、地理空間情報を高度に活用した社会の実現に資する。
- ④ 新技術の活用等の促進のため産学官の連携に協力する形で以下の施策を行う。
 - ・今後の屋内外シームレス位置情報基盤の整備や、サービスの展開等も踏まえ、場所情報コード、インテリジェント基準点等を活用し、併せて三

次元地理空間情報に関する必要な国内標準や仕組みの整備に寄与することにより、屋内外を通して安心して地理空間情報の高度利用が図れる環境の実現を促進する。

- ・三次元地理空間情報などの新分野や作業ロボットなどの新技術等について、その動向を踏まえつつ関係機関等と連携し地理空間情報の標準化等の取組を促進する。
- ・携帯端末を通じて個人の移動情報を記録するなど地理空間情報の蓄積量が近年爆発的に増大していることを踏まえ、こうしたビッグデータの扱いについても、場所情報コードなどを活用し、流通・活用促進等につながる仕組みの整備などの必要な取組に資する。

(2) 国際連携・協力

国際的な連携を通じたグローバルな地理空間情報の整備・活用の促進を図るため、地球環境問題や開発途上国におけるグッドガバナンスの実現等の地球規模の課題解決に対し、地理空間情報で貢献できる分野の課題について、関係する国際機関、外国政府機関等と連携・協力して、その解決に関する取組を行うとともに、地理空間情報分野における我が国の海外での経済活動を促進する取組を行う。

特に、地球規模の持続可能な開発に向けた国連における取組と連携しつつ、世界の陸地の状況を把握し、共有するための地球地図プロジェクトを推進するとともに、地名や地理空間情報の標準化に関する国際的な意見調整等の取組及び関連する政策における情報交換の実施に貢献する。また、国際 VLBI 事業・国際 GNSS 事業等国際共同観測による世界測地系の維持・構築の推進等を行う。さらに、アジア太平洋地域における地理空間情報基盤の整備に貢献するとともに

に、南極地域の我が国の科学的な知見を蓄積するために必要な定常観測を継続して実施する。

(3) 技術研究開発の推進

本長期計画に掲げた地理空間情報分野の政策課題に対応するため、その着実な推進に必要な技術研究開発を、社会情勢の変化や技術動向の変化に対応しつつ、関係機関との連携により継続的に行う。

また、これらの技術研究開発が測地学、地理学、地図学、土木工学、情報学等のあらゆる学術分野に立脚していることに鑑み、様々な学術分野の発展に国土地理院の技術研究開発が十分に活かされるように、基礎的な技術研究開発も実施するとともに、得られた成果について国土地理院の業務や学術分野などへのフィードバックを図る。

8. 計画の実施とフォローアップ

本長期計画に基づく各施策・事業の実施に当たっては、短期の実施計画を策定し適宜更新しながら進め、その効果について定期的なフォローアップを行う。また、高い実効性を確保しつつ変化し続ける社会情勢に即したものとなるよう、必要に応じて本長期計画の見直しを行う。

別表：主な施策・事業の目標

1. 地理空間情報の整備・提供に関する取組

	主な施策・事業の目標
<p>(1) 継続的に国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組</p>	<p>① 基準点に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VLBIによる国際観測《随時》 ・電子基準点によるGNSS連続観測及びその結果の提供《全国・常時》 ・セミ・ダイナミック補正のための地殻変動パラメータの更新と提供《全国・年1回》 <p>② 空中写真に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中写真の撮影・提供《全国・随時》 ・正射画像の整備・提供《全国・随時》 ・画像基準点の整備・提供《全国・随時》 <p>③ 標高データに関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高データ（航空レーザ測量等によるものを含む）の既存・新規データの統合・管理・提供・活用《全国・随時》 <p>④ 電子国土基本図等に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子国土基本図の継続的更新、電子地形図、数値地図等としての提供《全国・随時》 ・電子国土基本図等を用いた、市町村別の面積値の継続的更新・提供《全国・年1回》

	<p>⑤ 三次元地図に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤地図情報の階層化・三次元化の推進 ・ 三次元情報の取扱いの仕組みづくりの推進 ・ 時間軸を持った地理空間情報などの整備・提供への取組の推進 <p>⑥ 地名に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地名情報の整備・更新・標準化《全国・随時》
<p>(2) 行政機関における地理空間情報の整備・提供を適切に進めるための取組</p>	<p>① 測量成果の活用に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量成果の利活用環境の整備《全国・随時》
<p>(3) 効率的に正確さを確保するための取組</p>	<p>① 基盤地図情報に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤地図情報の提供《全国・年4回》 <p>② 新たな測量方法の導入に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GNSS を活用した基準点測量・水準測量の推進《全国・随時》
<p>(4) 現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組</p>	<p>① 災害の危険性情報に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の危険性に関する地理空間情報の整備・活用の推進《全国・随時》 ・ 地殻変動情報の整備・提供《全国・随時》

<p>(5) 災害時における国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組</p>	<p>① 地震・津波発生直後に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・火山活動の迅速な把握と情報提供《随時》 <p>② 災害把握等に必要な情報整備に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携による都市計画区域外における大縮尺地理空間情報の整備の推進 <p>③ 応急対応に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子防災情報システムによるリアルタイム情報集約《随時》 ・被災直後の緊急撮影の実施、関係機関への提供《随時》 ・災害現況図等の提供《随時》 ・地殻変動観測結果の提供《随時》 <p>④ 復興対応に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動等の影響により災害前の測量成果が利用不可な場合における迅速な成果改定の実施《随時》 ・東日本大震災の復興地域について、現地の復興の円滑化に寄与するための電子国土基本図等の整備・更新《復興の状況を踏まえ適時》
------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 地理空間情報の活用推進に関する取組

	主な施策・事業の目標
<p>(1) 行政機関等が保有する測量の成果等の地理空間情報を流通・活用しやすくするための環境整備についての取組</p>	<p>① 基本測量成果等の提供に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等のニーズを踏まえた、地理空間情報の利用しやすい形での整備・提供の実施 <p>② 成果活用サービスに関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等を活用した、公共測量成果等を容易に活用するためのサービス提供 <p>③ 行政の効率化に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等における地理空間情報の共有化の推進 <p>④ 防災力向上に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等に対する防災地理情報及びその活用方策、知見等の提供などを通じた支援の実施
<p>(2) 行政機関等の地理空間情報を民間事業者などが円滑に利用できるようにするための環境整備についての取組</p>	<p>① 行政情報の流通・活用促進に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用価値が高く使いやすい形での地理空間情報の整備・提供の推進 <p>② 利用者ニーズに関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の整備・提供に対する利用者ニーズの反映の実施 <p>③ 社会一般への情報提供に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的なデータ公開・提供方法の仕組みの検討などを通じた公共測量成果等の活用の促進

	<p>④ 情報入手の容易化に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化、入手容易化等を図る仕組みの構築の推進 <p>⑤ 新技術の活用に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の活用施策の推進
<p>(3) 人材育成・知識の普及</p>	<p>① 測量士の技術力確保・向上のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量士資格制度の改善 <p>② 行政機関における知識の普及・人材育成に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、講演会、出前講座等の実施《随時》 <p>③ 将来の地理空間情報分野を担う人材育成に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図と測量の科学館の運営を通じた普及・啓発の実施《随時》

3. 連携・協力と技術研究開発に関する取組

	主な施策・事業の目標
<p>(1) 産学官における連携・協力</p>	<p>① 基盤地図情報に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携による地理空間情報の循環・活用の促進 <p>② 地理空間情報の整備・提供・活用に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等が施策上必要とする情報の整備・提供 ・ 基本測量、公共測量などの成果の相互利用の促進 <p>③ 地理空間情報の高度活用社会の実現に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官がそれぞれ整備・提供している地理空間情報等を容易に検索・入手するための仕組みの構築への支援 <p>④ 新技術の活用促進に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理空間情報の流通・活用の促進等につながる、新分野・新技術における仕組みの整備、標準化などの促進
<p>(2) 国際連携・協力</p>	<p>① グローバルな地理空間情報の整備・活用の促進に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国連地名標準化会議等国際標準に関する取組みにおける調整 ・ 地球地図プロジェクトの推進 ・ 世界測地系の維持・構築の推進 ・ 国連を中心とする地理空間情報の活用の推進、アジア太平洋地域における地理空間情報整備への支援 ・ 南極地域における定常観測等の取組の実施

<p>(3) 技術研究開発 の推進</p>	<p>① 技術研究開発の実施に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 政策課題に対応するための技術研究開発の継続的な実施・ 基礎的な技術研究開発の実施
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------